

議会基本条例各条文比較 整理シート 第3章 議会運営(委員会)

<p>A</p> <p>案</p>	<p>議会は、議案その他多様な政策等を効率的かつ詳細に審査するため常任委員会を設置し、新たに生じる行政課題等に迅速かつ的確に対応するため特別委員会を設置する。</p> <p>2 常任委員会は、市政の課題に対応して機動的に開催し、その機能を十分に発揮するよう運営しなければならない。</p> <p>3 特別委員会は、市政の課題に対応してその事案の専門性、特殊性を考慮し、その機能を十分に発揮するよう運営しなければならない。</p> <p>4 常任委員会、特別委員会及び議会運営委員会(以下「委員会」という。)は、地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第109条から第110条までの規定による公聴会制度及び参考人制度を十分に活用して、専門的又は政策的識見等を議会の討議に反映させるよう努めるものとする。</p> <p>5 委員長は、中立公正な職務遂行に努めるとともに、民主的かつ効率的な委員会運営を行うものとする。</p>
<p>B</p> <p>案</p>	<p>常任委員会は、市政の課題に対応して機動的に開催し、その機能を十分に発揮するよう運営しなければならない。</p> <p>2 特別委員会は、市政の課題に対応して特に必要がある場合に柔軟に設置し、その機能を十分に発揮するよう運営しなければならない。</p> <p>3 委員会(常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会をいう。以下同じ。)は、その審査に当たって、資料等を積極的に公表しながら、市民に対し分かりやすい議論を行うよう努めなければならない。</p> <p>4 委員会は、地域住民に関係が深く、かつ、関心の高い事案について審査又は調査しようとする場合において、必要があると認めるときは、当該地域において委員会を開催することができる。</p>